

令和3年5月18日
生涯学習課企画振興係
内線 4662

群馬県博物館の登録等に関する規則の一部を改正する規則について

1 改正理由

令和2年10月6日付け知事通知「行政手続き等における押印の廃止について」により、行政手続き等における押印については、原則廃止を基本とした見直しを行うこととされ、条例改正が必要なものを除き、各所属において、速やかに、所要の作業を進める旨依頼があったため、標記規則の別記様式を改正するものです。

2 改正内容

別記様式第2号及び別記様式第7号から別記様式9号までの規定中、「印」を削除します。

3 施行期日

公布の日

4 その他

博物館の登録等に関する事務については、教育委員会の権限とされているため、教育委員会会議の審議を要するものです。なお、当該事務については、平成20年度から知事部局に補助執行させています。